

# 警視庁交通機動隊等運営規程

平成13年6月28日

訓令甲第26号

存続期間

警視庁交通機動隊等運営規程（昭和48年6月25日訓令甲第15号）の全部を次のように改正する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）に基づき、警視庁交通機動隊及び警視庁高速道路交通警察隊（以下「交通機動隊等」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### （任務）

第3条 交通機動隊等の任務は、次のとおりとする。

(1) 交通機動隊

機動警らによる幹線道路等における交通の指導取締り、交通渋滞の解消活動、交通公害の抑止活動、重大な交通事故事件の初動捜査その他必要な警察活動

(2) 高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）

高速自動車国道及び首都高速道路（これに接続する一般自動車道を含む。以下「高速道路」という。）における交通の指導取締り、交通渋滞の解消活動、交通公害の抑止活動、交通事故事件の捜査、緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察活動

### （担当区域）

第4条 交通機動隊等の担当区域は、次の表のとおりとする。

所属	担当区域
第一交通機動隊	第一方面区内及び第二方面区内
第二交通機動隊	第三方面区内及び第四方面区内
第三交通機動隊	第五方面区内及び第十方面区内
第四交通機動隊	第六方面区内及び第七方面区内
第八方面交通機動隊	第八方面区内
第九方面交通機動隊	第九方面区内
高速道路交通警察隊	高速道路

2 第二交通機動隊に置かれる騎馬隊は、管下全域においてその任務を行うものとする。